

# 東根市教育委員会 中学校部活動方針 【ダイジェスト版】

部活動は、運動や文化活動等において高い技術の獲得や記録の向上に挑戦することを通して、生徒に自主性や協調性、責任感、連帯感などを育むことのできる、教育的意義が大きい活動です。

一方で、勝利至上主義から過度な練習等を行い子どもの心身の健康に悪影響が出たり、偏った人間関係を助長したり、顧問の教師の負担になったりといった課題が指摘されています。

これらの課題を解決し、部活動が中学生にとって人間形成の基板となる活動であり続けられるために、国や県のガイドライン等に則って、「中学校部活動方針」を策定しました。



**基本方針** ○スポーツや文化及び科学等に親しむことを通して、バランスのとれた心身の成長と、豊かな生涯スポーツあるいは生涯学習を実現するための資質・能力の育成を図る。  
○生徒の自主的で自発的な参加を大切に、効率的・効果的に取り組む。  
○学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。  
○学校は、部活動の在り方について、保護者・地域の理解を得るための啓発に取り組むとともに、将来、協同・融合して取り組む形に進められるように検討していく。

## ＝ 中学校部活動方針のポイント ＝

### ポイント1 部活動の休養日・活動時間の設定

ねらい 部活動の休養日や活動時間の設定基準を明確にし、限られた時間の中で効率的・効果的に練習することで部活動の質的向上を図り、生徒の心身のバランスのとれた成長を図るとともに、教員の働き方改革を推進します。また、生徒が家族と過ごしたり、地域の活動等に参加したりする機会を増やします。

#### ◆ 休養日

平 日	週当たり1日以上
土 日	週当たり1日以上
休日・祝日	原則、休養日
長期休業中	連続した休養日を設定

#### ◆ 活動時間

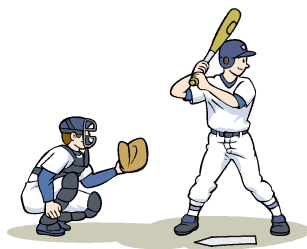
平 日	2時間程度
土 日	3時間程度

#### ◆ 始業前の活動

禁止。ただし、特別な事情があり、校長が認めた場合は、実施可能。

#### ◆ その他

- ・テスト前の部活動休止期間を設定。
- ・練習試合等の活動時間も上記に準じる。ただし、どうしても活動時間が超過する場合は、他の活動日に超過時間分の休養を設定。
- ・大会や発表会等で季節や時期によって活動の繁忙期がある場合には、負担過重にならないように十分配慮した上で、年間の中で活動日・時間を調整する。



### ポイント2 学校の方針・部の年間計画の作成・報告を義務付け

ねらい 方針の内容が各中学校において確実に実行されるように、各中学校には以下の点について作成・報告が義務付けられています。市内中学校は規模や部活動の設置状況、施設設備の状況等が学校ごとにさまざまですが、中学校部活動方針に関しては足並みをそろえて取り組むようにします。

#### ◆ 学校に求められていること

- 校長は**各校における部活動方針**を制定し、生徒保護者への周知。また、教育委員会に報告
- 各部顧問は**年間活動計画**を作成し校長への提出 → 校長が許可
- 各部顧問は**年間活動実績**を校長に提出 → 校長が管理・監督
- 校長は各部の**年間活動計画及び年間活動実績**を教育委員会に報告



### ポイント3 学校以外の活動についても把握の対象

ねらい 近年は学校の部活動に所属しながら、学校外のスポーツ少年団やクラブ等で活動する生徒も増えていきます。顧問は部員の実態を把握し、必要に応じて指導・助言を行って、バランスのとれた心身の成長を図ります。

- ◆ 部員が学校外のクラブ等に所属している場合 → 顧問が活動実態を把握。必要に応じて指導助言。
- ◆ 当該のクラブ(スポ少等)が、メンバーがほぼ部員であるなど部活動とほぼ同様の実態である場合 → 学校の部活動と当該クラブの活動の合計時間が、方針に示した規定内になるように双方で調整
- ◆ 上記のクラブ(スポ少等)に関しては、加入はあくまでも任意であることを、生徒・保護者、当該団体と確認

### ポイント4 部活動運営委員会の設置

ねらい 生徒数の減少や価値観の多様化が進んでおり、部活動を運営していくためには、保護者や地域の方々と連携していくことがますます必要になっています。方針では、各校に部活動運営委員会を設置し、保護者、生徒、部活動関係者及び地域の理解と協力を得ることを求めています。

- ◆ 校長は、校内に部活動運営委員会を設置し、委員に活動方針を説明
- ◆ 部活ごとの保護者会を設置している場合は、その目的が活動の支援・協力・応援であることを確認。保護者会が単独で練習会等を主催することがないように、理解と協力を得る。

中学校部活動方針についてのお問い合わせは、東根市教育委員会管理課へお願いいたします。

電話 (代)42-1111

#### 【国・県の関連文書等】

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月 スポーツ庁)

「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年12月 文化庁)

「山形県における運動部活動の在り方に関する方針 中学校・特別支援学校中等部編」(平成30年12月 山形県教育委員会)